

「〇〇〇〇（施設名）」における津波の発生時の避難確保計画

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又はこれを利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

(1) 津波到達時間が長い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急地震速報・ 津波注意報発表	<ul style="list-style-type: none">・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・ 津波警報発表	<ul style="list-style-type: none">・ 津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none">・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
		<ul style="list-style-type: none">・ 入院(所)者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none">・ 避難勧告等の発令・ 津波特別警報(大津波警報)発表・ 危険の前兆を確認 等	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none">・ 避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

(2) 津波到達時間が短い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応組織
注意体制	・緊急地震速報	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・津波注意報発表	・津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・入院(所)者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
非常体制	・避難勧告等の発令 ・津波警報、津波特別警報(大津波警報)発表 ・危険の前兆を確認 等	・周辺住民への事前協力 依頼	情報収集伝達要員
		・避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

なお、津波災害警戒区域内の活動については、「活動可能時間*」を判断し、その時間の中で活動する。

* 「活動可能時間」とは、

- ① 施設（活動場所（各階））までの参集時間
 - ② 施設（活動場所（各階））から直近の安全退避場所（施設外の避難場所又は当該施設の上層階）への退避時間
 - ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
 - ④ 津波到達予想時刻までの時間
- とした場合、④－（①＋②＋③）で算出される時間である。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難勧告・避難指示	防災行政無線、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には【避難場所名称】へ避難する」旨を連絡する（ただし、津波到達時間が長い等時間的に余裕のある場合に限る。）。

非常体制に移行した場合には、〇〇市〇〇課（連絡先）に「これより【避難場所名称】（当該施設の上階含む）に避難する」旨を連絡する。

避難の完了後、〇〇市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。

避難の完了後、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇体育館」とする。

津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

避難場所（施設外と施設内）及び避難経路については、施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておくものとする。避難場所に誘導するときは、避難場所（「〇〇体育館」又は「施設の〇階」）及び避難経路について、かけ声をかけながら避難誘導する。

施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

表「避難確保資器材等一覧」

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

7. 防災教育及び訓練の実施

毎年〇月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

毎年〇月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※なお、自衛水防組織を設置する場合には、手引記載例を参照のこと。